

高齢者を感染から守る宿泊施設への滞在支援事業

宿泊事業者追加募集要領

東京都及び公益財団法人東京観光財団では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、高齢者の家庭での感染を防ぐため、高齢者が同居家族から一定期間離れて都内宿泊施設に滞在することに定額の支援をする事業を実施しています。

この度、3月31日(チェックアウト)までの事業期間を4月30日(チェックアウト)まで延長するとともに、以下の条件でご協力いただける宿泊事業者を追加募集します。

1 対象事業者の要件

本事業への応募にあたっては、以下の要件を満たすことが必要です。

- ・旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)第3条第1項に規定する許可を受けた者のうち、東京都内の宿泊施設で営業(下宿営業を除く。風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る施設を除く。)を行う者

※本事業の取扱事業者として既に登録されている宿泊事業者は除きます。(新たな申請は不要)

※次のいずれにも該当しないことが必要です。

- ①暴力団(東京都暴力団排除条例(平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- ②法人その他団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等(暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。)に該当する者があるもの。

2 利用者の要件

本事業の利用対象者は、宿泊時に以下の①及び②の要件を全て満たす方となります。

- ① 都内在住の 65 歳以上の高齢者の方
- ② 同居人がいること(※)

(※)同居人のうち少なくとも1名は本事業を利用しない方であることが必要

なお、利用者の介助等の付き添いが必要な場合、都内在住の方であれば年齢を問わず 1 名まで利用可能とします。

3 宿泊プラン

宿泊プランの作成にあたっては、以下の点にご留意ください。

- ・事業期間中に、6日間連続して(原則として6泊7日)、都内宿泊施設に滞在することが可能となるよう、宿泊プランを設定すること。
- ・利用者は、宿泊中、食事や日用品の買い物以外では基本的に宿泊施設からの外出を控えていただくため、それを踏まえた宿泊プランを設定すること。
- ・宿泊形態は個人利用だけでなく、グループ利用も可とするが、4名までの利用とします。
- ・1人1泊あたり6,000円(税込)以上20,000円(税込)以下の宿泊プランについて、利用者に5,000円割引して提供すること(割引額分の1人1泊あたり5,000円を定額で助成する)。
また、販売に際しては、割引前の本来の価格と割引後の価格、割引額が分かるようにすること。

- ・「社会と家族を守る宿泊型テレワークによるBCP支援事業」等、東京都が実施する他の割引支援事業の対象プランについては、本事業の支援対象外とする(併用不可)。
 - ・助成金の支払いは利用実績に応じることとし、利用者の都合により利用のなかった泊数分については、宿泊事業者が約款に基づき所定のキャンセル料を請求することを妨げないものとする。
- なお、宿泊事業者はキャンセル料の取扱いについて、販売時に利用者に対して十分な説明をすること。

【割当泊数】

1宿泊事業者あたり、240泊分(利用者40名×6連泊 相当)を割り当てますので、合計泊数が240泊に収まるように宿泊プランを設定・販売してください。

なお、全体の応募状況、販売状況によっては、追加で割当を実施する予定です。

4 宿泊施設における対応

- ・利用者全員について、チェックインの際(可能な場合は宿泊予約時でも可)、運転免許証等の提示(コピーの取得は不要)により、宿泊時に都内在住・65歳以上(介助等の付き添いの場合は都内在住)であること、同居人がいることを確認するとともに、利用者全員より誓約書を受領してください。

※同居人については、同居人(本事業を利用しない方)の運転免許証等(コピーで可)の提示により、利用者と同じ住所であることを確認

※同居人(本事業を利用しない方)が複数いる場合は1人分の確認で可

- ・本事業の実施に当たっては、「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」等を踏まえ、感染症対策を徹底し、検温についてはチェックインの際に実施するほか、チェックアウトまで毎日1回は実施してください。なお、検温は高齢者である利用者の毎日の健康状態を適切に確認するため、宿泊施設の従業員の立会いのもとで実施するかたち等、従業員が高齢者である利用者を、毎日、視認できるかたちで実施してください。また、東京都が推奨する「感染防止徹底宣言ステッカー」を取得し、宿泊施設等に掲示してください。

- ・利用者の受け入れ期間中は、販売・利用状況の報告をお願いします。
- ・利用者の宿泊期間終了後には、宿泊報告書を付添人も含め全ての利用者より回収してください。
- ・当該事業により設定する宿泊プランについて、プレスリリース等の広報活動や、自社のウェブサイトやSNS等を活用した積極的な情報発信にご協力をお願いします。

5 事業期間

令和4年3月29日(火)(チェックイン)から4月30日(土)(チェックアウト)まで

※令和4年4月30日(土)までに6連泊の完了が必要です。

※令和4年3月28日(月)以降に販売を開始してください。

6 実績報告・助成金支払

事業期間の終了後、実績報告をしていただき、審査後、助成金を支払います。

詳細については、選定された宿泊事業者に対して、後日、連絡いたします。

実績報告等の窓口は、公益財団法人東京観光財団を予定しています。

7 募集期間

令和4年3月17日(木)から3月23日(水)14時まで

8 応募方法

別添の①②③について、下記【①②③電子データ送付先】に記載のメールアドレス宛に電子データで送付してください。

- 「①登録申込書兼誓約書」：必要事項を記載・押印してPDF化してご提出ください。
- 「②申込フォーム」：必要事項を記載してエクセルのままご提出ください。
- 「③旅館業営業許可書(写)」:PDF化してご提出ください。

※令和2年度に「都内観光促進事業」(もっとTokyo)に登録申請済み(東京観光財団に③を送付済み)で、本事業で登録しようとしている宿泊施設を申請済みの場合、当該施設については、③は不要です。

※会社名、施設名等が変更になっている場合は、変更したことがわかる書類(旅館業変更届等)をご提出ください。申請の法人名と一致している許可証をご提出下さい。

あわせて、「①登録申込書兼誓約書」については、記載・押印した原本を下記【①の郵送先】宛てに郵送してください。(令和4年3月23日(水)の消印まで有効)

内容を審査し、選定された宿泊事業者には「登録証」を送付します。

※ご協力いただくことが決定した登録宿泊施設は、東京都のウェブサイト等で公表します。

【①②③電子データ送付先】

産業労働局観光部振興課 S0000701@section.metro.tokyo.jp

※一度に送付できる容量は3MBまでです。

※メールの件名欄には【高齢者滞在支援の登録申込(事業者名:●●株式会社)】と記載してください。

※添付するファイル名は【上記書類番号(①～③)+連絡先電話番号+事業者名】としてください。
(例:①0353204767●●株式会社)

【①の郵送先】

〒163-8001

東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎 19階

東京都産業労働局観光部振興課

「高齢者を感染から守る宿泊施設への滞在支援事業」担当

※封筒オモテ左側に【高齢者滞在支援申込書 在中】と朱書きしてください。

【問い合わせ先】

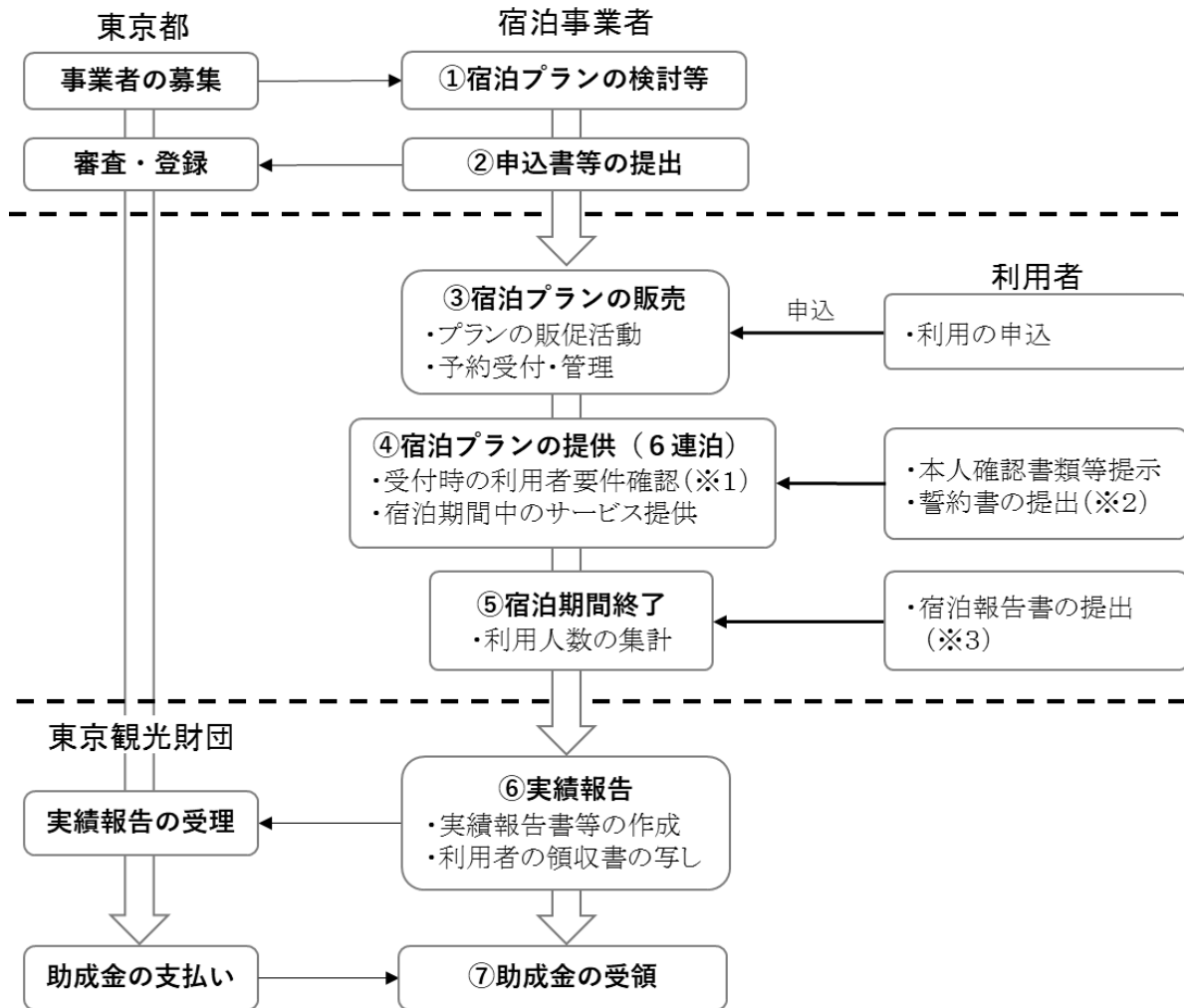
お問い合わせは基本的に下記メールアドレス宛てにお願いいたします。

東京都産業労働局観光部振興課 S0000701@section.metro.tokyo.jp

※メールの件名欄には【高齢者滞在支援の問い合わせ(事業者名:●●株式会社)】と記載してください。

「高齢者を感染から守る宿泊施設への滞在支援事業」担当 03-5320-4767・4768

〈参考〉 本事業の全体フロー



※1 利用者の要件について

本事業の利用対象者は、以下の要件を全て満たす方となります。

- ・都内在住の65歳以上の高齢者の方
- ・同居人がいること※

(※)同居人のうち少なくとも1名は本事業を利用しない方であることが必要

なお、利用者の介助等の付き添いが必要な場合、都内在住の方であれば年齢を問わず1名まで利用可能です。

※2 誓約書の取扱いについて

チェックインの際に、誓約書(利用者本人が作成)の受領をお願いします。

(誓約書: 本事業の利用者要件に合致する旨、陰性証明や検査キットによる検査結果を踏まえて陰性であることを確認している旨を記載)

※3 宿泊報告書の取扱いについて

チェックアウトの際に、宿泊報告書(利用者本人が作成)の受領をお願いします。

**「高齢者を感染から守る宿泊施設への滞在支援事業」
利用者の【都内在住】【年齢】、同居人の【住所】の確認のための証明書一覧**

【証明書】	注意点等
国民健康保険被保険者証	※社会保険証(民間の法人等が発行している健康保険証)は、都内在住を確認できないので不可
後期高齢者医療被保険証	
国民健康保険高齢受給者証	※発行元が行政(自治体)のもの。
運転免許証	※転居の場合は現住所記載のある裏面の確認も必要です。 ※運転経歴証明書は平成24年(2012年)4月1日以降に発行されたもののみ有効
マイナンバーカード(表面)	※「裏面(マイナンバー記載面)」のコピーは違法です。 絶対にコピーしないでください(参加者から受取ることも不可)。
住民票	※チェックインの日から起算して3か月以内に発行されたもの。 ※マイナンバー(個人番号)の記載があるものは不可。
住民基本台帳カード	
介護保険被保険者証	
障害者手帳	
在留カード	※法務大臣発行 (特別永住者証明書も可)

- ①有効期限が切れているものは不可。
- ②上記記載の書類のうちいずれかについて、参加者全員分の確認が必要です。
- ③同居人については、同居人(本事業を利用しない方)の運転免許証等(コピーで可)の提示により、利用者と同じ住所であることを確認。同居人(本事業を利用しない方)が複数いる場合は1人分の確認で可。
- ④上記記載書類の確認ができない場合は、割引できません。